

平成31年4月23日招集

## 第4回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

---

平成 3 1 年 第 4 回 狭 山 市 農 業 委 員 会 総 会

---

平成 3 1 年 4 月 2 3 日 (火曜日) 開催場所 狭山市役所 6 0 2 会議室

議事日程

- 1 開会 午後 3 時 3 0 分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
  - (1) 議案第 1 号 農地利用の最適化に係る活動について
  - (2) 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
  - (4) 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - (5) 議案第 5 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
  - (6) 議案第 6 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 4 報告・協議事項
  - (1) 農用地利用集積計画案について
  - (2) 審議会委員の推薦について
  - (3) 農地法第 3 条、第 4 条、第 5 条の規定による届出について
  - (4) その他
- 5 閉会 午後 5 時 0 0 分

---

本日の出席農業委員 1 1 名

1 番 宇佐美日出夫	2 番	3 番 諸 口 秀 敏
4 番 古 谷 博	5 番 細 田 幸 司	6 番 小 林 一 洋
7 番 落 合 房 子	8 番 (欠番)	9 番 久 保 田 慎 一
1 0 番 小 野 田 敏 枝	1 1 番	1 2 番 浅 見 誠 次
1 3 番 田 口 由 一	1 4 番 小 口 英 吉	

(本日の欠席委員 2 名 ) 宮 岡 利 治、荒 井 英 郎

本日の出席推進委員 8 名

粕 谷 紀 仁	仲 川 知 範	大 野 良 雄	山 下 真 司
渡 邊 隆 夫	平 本 洋 章	小 谷 野 義 則	松 村 享 子

(本日の欠席推進委員 0 名 )

---

職務のため出席した事務局職員

局長 加 藤 信 二 主幹 松 蔭 直 人 主任 藤 田 仁 実

---

事務局 定刻となりましたので、これより第4回狭山市農業委員会総会を開催いたします。これに先立ち、資料の確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 議案図面資料
- ・資料3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願（写し）
- ・資料4 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願（写し）
- ・資料5 農用地利用集積計画（案）、

席上に配付いたしました

- ・資料6 狭山市総合計画審議会委員の推薦について（写し）
- ・資料7 狭山市都市計画審議会委員の推薦について（写し）
- ・資料8 農業新聞記事
- ・資料9 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料10 農業新聞記事
- ・新茶と花いっぱいまつりチラシ
- ・平成31年度「緑の募金」運動の協力について（写し）

となります。宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第4回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いして進めて参ります。

最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 【会長の挨拶】

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第4回狭山市農業委員会総会を開催します。

なお、議席番号2番、宮岡職務代理、議席番号11番、荒井委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録

署名人を選任します。

今回は、議席番号3番 諸口委員と4番 古谷委員にお願いします。  
これより議案の審議を行います。

議案第1号「農地利用の最適化に係る活動について」を議題とします。  
各地区推進委員の活動報告並びに計画について説明を求めます。  
はじめに、入間川地区の粕谷推進委員さん。

粕谷委員 風が強い日は土ぼこりが酷く、何か作付してくれたら土埃がたたないのに、と近隣住民から言われています。

議 長 地域の率直な意見をありがとうございました。次に入曽地区仲川推進委員、お願いします。

仲川委員 農地を持っていたご主人が亡くなったのでお声がけしたところ、女手ひとつではどうしたらいいかわからないと相談があり、農業委員や農協でも利用集積をやっているの、何かあったら相談してほしいと伝えました。

議 長 ありがとうございました。続いて堀兼地区山下推進委員に報告願います。

山下委員 3月末に会長と事務局と小谷野委員と以前より話のあった地権者さん宅に伺いました。また堀兼の2名の農業者に貸す話を進めています。

議 長 ありがとうございました。続いて奥富地区平本推進委員に報告願います。

平本委員 長年の懸案事項なのですが、農地に造園業者の処理した根っこが投棄されて山になっていますが、地主から事情聴取したり、地主から業者に確認を取って投棄をやめるよう伝えました。

議 長 ありがとうございました。次に柏原地区小谷野推進委員、お願いします。

小谷野委員 柏原を回って、草の様子を見ました。今のところ目立った草はないのですが、少しずつ緑色の部分が出てきているので、また今後、忙しくなるのかなと思っています。

議 長 ありがとうございました。次に水富地区松村推進委員、お願いします。

松村委員 1年推進員をする中でチェックしてきた場所を14日に再度回りました。改善が3割、7割は荒地になるのかなと思いました。以前から気になっていた、家がみえないくらい竹や藪になっているお宅に訪問したところ、役所から通知が来たから見てほしいとのことなので出向くと、改善されていて、空が見えるようになっていました。

議 長 ありがとうございました。次に渡邊推進委員、お願いします。

渡邊委員 先月もらったリストの3箇所を回りました。現況復旧は難しいのかなと思いましたが、除草剤くらいは撒いてほしいと伝えました。あのような農地は今後どうして行くのか、方針があったらきかせてほしいのでよろしく願います。

利用集積については2件、貸すほうが80歳を超えていて、ほうれんそうを作っていたが途中で収穫ができなくなり、草になる前に人に貸そうと思いまし

た、とのことでした。堀兼は、70歳代、80歳代で、そろそろという方もいるし、借りるほうも追加で借りてもいいという方がけっこういるので、個人の意向をどうとらえるか、徹底して意向調査をやっていたらと思います。

議長 ありがとうございます。報告が終わりましたが、農業委員から質疑はございますか。

事務局 今のご質問があった中で、農地に復旧できないような畑はどうなるのかという質問については、個人の財産なのでどうするか（手出しが）難しいという問題もあります。手遅れになる前に手を打ってほしい。利用集積のマッチングの印鑑をもらいに行くときに、作業受託等も確認して、農地を良好に管理してもらおう体制をとることで、次の方に有効に利用していただける体制作りを目指しているところです。

もう一点、お話のありました意向調査については、1号農地、2号農地については法的に決まっていますので意向調査しておりますが、実際には氷山の一角で、裾野は広いと思います。

そのような中では、農家全体での意向調査も考えていきたいと思います。

諸口委員 遊休農地が3件あったので行ったが、畑のように戻すのも現実的じゃないところだったので、除草剤だけでも撒いてほしいとお願いしました。

事務局 農地も、荒れていってしまうとごみも捨てられて汚くなっていってしまうので、除草剤で手入れして、少しでもよくすることも必要ではないかと思えます。

議長 4月の活動報告は、承認いただいたものといたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

久保田委員 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字御所ノ内2428番1ほか2筆、地目は畑、地積は3,471㎡です。現在は耕起中となっています。許可後は野菜の作付けを予定しています。譲受人は、狭山市柏原に居住する農業者で、総耕作面積は、2,302㎡です。

根拠法令といたしまして、

法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作している 該当します

〃 第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではない  
該当します

〃 第3号 信託引受による権利取得ではない 該当します

〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事する 該当します

〃 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得している  
該当します

〃 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではない

該当します

〃 第7号 周辺地域農業に支障がでない 該当します  
以上のことから、本件は許可相当と判断いたしました。審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。

諸口委員 柏原では、耕せば使えるような畑が外にもあると思うのですが、林化した農地を伐根して戻すメリットはあったんですか？

久保田委員 所有している農地が工業団地の拡張にかかってしまって、代替要素がかなりあると、説明を受けました。

議長 他にご質疑ございますか。  
質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

田口委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字堀兼字上榛2436番18、地目は畑、地積は合計238㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ  
上水道 あり 下水道 あり ガス管 いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地の状況です。事業計画者は、狭山市に拠点を置く個人です。転用目的は、住宅敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性 適
- ・緊急性 適
- ・周辺農地への影響 なし
- ・代替性 適

- ・目的実現性 適

根拠法令としては、都市計画法第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長

説明が終わりました。

ご質疑ございますか。

質疑等、無いようですので、では、本件を許可相当として県に進達して宜し  
いかをお諮いたします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と  
します。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

小野田委員

議案第4号整理番号1について、審査結果を報告します。申請地は、狭山市  
大字北入曾字上之原1098の13番です。地目は畑、地積205㎡です。農  
地の区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい  
入間野小学校 入間野中学校
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は  
遊休農地となっています。事業計画者は、狭山市内に居住する個人です。転用  
目的は、専用住宅です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり  
理由書が添付されていますので朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性 適
- ・緊急性 適
- ・周辺農地への影響 なし
- ・代替性 適
- ・目的実現性 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条12号に該当しま  
す。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願  
います。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。

事務局 整理番号1番について、事務局の説明を求めます。  
議長 詳細につきましては資料3になります。（資料の説明）  
議長 説明が終わりました。  
ご質疑ございますか。

質疑は無いようですので、本件を証明するかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、よって本件を「証明する」とします。

次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。

事務局 整理番号1番について、事務局の説明を求めます。  
議長 詳細につきましては資料4になります。（資料の説明）  
議長 説明が終わりました。  
質疑等ございますか。

質疑は無いようですので、本件を証明するかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって本件を証明することといたします。

次に、協議・報告事項に移ります。（1）農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。

事務局 資料5になります。（資料の説明）  
議長 説明が終わりました。

議長 1番、2番の方につきまして、農業経営の状況はいかがでしょう？  
落合委員 それぞれ大変広く、しっかりやっているところなので安心かと思えます。  
議長 3番の方につきましてはいかがでしょう？

諸口委員 後継者もしっかりしてしまっていて、大根はスーパーと契約してかなりの面積を作付けしています。あいているところがあればまだ借りたい、という熱心な方です。

議長 ありがとうございます。各委員の結果を踏まえて、質疑等ありますか。

事務局 基本的に、利用権設定の要件は認定農業者と説明してきたが、更新の場合は、やむを得ず認めてきました。

今回3番の方は新規で認定農業者ではないが、実績としては精農家で、地域農業を担っており、本来ならば認定農業者となる方だろうということで、事務局としては認定農業者になるように促していきます。

小口委員 今のお話で、3番の方は認定農業者になる条件はクリアしているのに、申請がないから認定農業者ではないのか？

事務局 資格というところでは認定農業者経営基盤強化促進法という法律に基づくものですが、自らの農業経営を5年先の青写真を作り、それが一定の基準を満たしているか否かは農業振興課が所管する業務で、それは計画を認めるものですので、資格ではないです。

議長 他にございますか。

質疑は無いようですので、本件を承認するか否かをお諮りします。

整理番号1番から4番について、賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

この結果につきましては、事務局において農業振興課に報告させていただきます。

次に(2)審議会委員の推薦について、事務局の説明を求めます。

事務局 狭山市総合計画審議会委員、狭山市都市計画審議会委員資料6、7について説明)

議長 説明が終わりました。

それでは、立候補される方はいらっしゃいますか？

いないようですので、総合計画審議会委員に細田委員、都市計画審議会委員には、引き続き、田口委員を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

次に(3)「農地法第3条、4条、5条の規定による届出受理状況」について事務局に説明を求めます。

事務局 資料9になります。

- ・法第3条届出→相続
- ・法第4条届出→田畑転用面積の合計
- ・法第5条届出→田畑転用面積の合計

議 長 質疑はございますか。  
(質疑、意見なし)  
質疑は無いようです。  
次に(3)その他について、委員から何かありますか。事務局からは何かありますか。

事務局 新茶と花いっぱいまつりの開催について  
緑の募金について  
資料8、資料10農業新聞記事については今後の活動の参考にしてください。

大野推進委員送別会について

議 長 何か質問等ありますか。無いようですので、これをもちまして、第4回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。